# 超節水式トイレトレーラー 仕様書

1. 契約件名

東伊豆町防災課トイレトレーラーハウス購入事業

1. 納入場所

しおかぜ広場駐車場

※具体的な設置場所については事前に協議する。

1. 納入時期

令和７年１０月３１日～令和 8 年 3 月６日

* + 令和７年６月～７月での発注を前提とした納期であること。
  + 詳細な納入時期については、事前に発注者と日程調整を行うこと。
  + 製造の進捗状況により変更となる場合は、事前に協議の上決定すること。

1. 製品構成及び数量

# 超節水式トイレトレーラー１式

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項 | 製品名称 | 数量 | 備考 |
| (1) | トイレトレーラーハウス本体  （5.7m～8.2ｍ） | 1 台 | シャーシ・ジャッキ 8 本・アウトリガー４本  くいなどの転倒防止設備含む |
| (2) | シャトレ式トイレ | ４台 | 給排水タンク４個を含む |
| (3) | 循環式手洗い器 | ２台 | コンセントからの給電 |
| (4) | 鉄骨階段 | ２式 |  |

1. 機能の仕様等
2. トイレトレーラーハウス本体（5.7m～8.2ｍ）
   * 上物に建築用サッシ及び断熱材を使用されていること。
   * 男女別に 2 区画あり、それぞれにトイレ用個室が 2 室スペックされていること。
   * 換気窓 2 か所、強制換気ファン 2 か所がスペックされていること。（臭い対策用）
   * 消臭・防滑・抗菌効果のある、塩ビシート床材が使用されていること。
   * エアコンが 2 台スペックされていること。

※詳細は添付の図面を参照

1. シャトレ式トイレ
   * 電気（100V 電源）や発電機※に接続できること。

※発電機は容量によって、使用できる機器に制限あり

* + 給排水タンク・上下水道いずれに繋げても使用できること。
  + 500L 給水タンク２個、500L 排水タンク２個が付属されていること。
  + シャトレ式のメーカー仕様に記載のある使用回数を満たしていること
  + 特殊噴射ノズルによるシャワー洗浄や吸引圧送機能があること。
  + メーカー仕様に記載のある、圧送可能な配管の高低差・距離を満たしていること
  + 温水洗浄便座（ウォシュレット）が実装されていること。
  + NETIS（新技術情報登録システム）登録商品であること。

1. 循環式手洗い器
   * セディメントフィルター、活性炭フィルター、逆浸透膜を用いたろ過システムにより、精製水の循環型利用ができること。
   * ろ過性能の高い逆浸透膜で不純物(ウイルスや洗剤、手垢、髪の毛など)をカットできること
   * 20L のタンクが搭載されていること。
   * 130W の消費電力で使用できること。
2. 鉄骨階段
   * 3 段型の組み立て式鉄骨階段であること。
3. 支払方法

次の各号に掲げる時までに、当該各号に定める金員を支払う。

(1) 引渡し予定日後 40 日以内：全額

1. 現地確認
   * プロポーサル参加までに計画図面・設置場所の確認を行うこと。
   * 設置場所の詳細や搬入方法については、町と十分に調整すること。
2. 検収
   * 引き渡し後１０日以内に物品の検査をすること。
   * 不合格となったものについては、納入者の費用負担で、納入者の選択により修理、代替品納入又は売買代金の全部若しくは一部の返還を行う。
3. 秘密の保持

納入者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。納入終了後も同様とする。

1. 損害賠償
   * 納入者が本契約に関連して町に対して負う損害賠償責任は、納入者の故意又は重大な過失により甲に直接かつ現実に生じた通常の損害に係るものに限る。
   * 納入者が本契約に関連して甲に対して負う金銭債務（不法行為、債務不履行、不当利得その他を問わない。）は、本製品の売買代金の総額に相当する額を限度とする。
2. 反社会的勢力の排除
3. 町及び納入者は、相手方に対し、本契約締結時に、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、併せて「反

社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ本契約の有効期間にわたって該当しないことを確約する。

* 1. 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
  2. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  3. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  4. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  5. 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

1. 各当事者は、他の当事者に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれに該当する行為も行わないことを確約する。
   1. 暴力的な要求行為
   2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
   3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
   4. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
   5. その他前各号に準ずる行為
2. 各当事者は、相手方において第 1 項又は第 2 項の表明又は確約に違反したときは、相手方に対して、何らの催告することなく、直ちに本契約を解除することができる。この場合において、当該解除をした当事者は、相手方当事者に対して損害を賠償することは要さない。